

ら大きないろいろな説明会等、また問題等がありますので大変御苦勞をかけるわけでございますので、ぜひこの区画整理の必要性について理解度とか、事業の実施等つかんでいく上にはどうしても地元の関係者の深い御理解をいただくために細かい点に至るまで説明をしなければいけないと思いますので、質問させていただきたいと思いますが、減歩によります保留地につきましては、もちろんこれは公共用地、また処分地等に分かれるんだと思いますが、保留地の処分について伺いたいと思うわけでございます。

また、百平米から二百平米の人が三三％、百八人もいるということで、これらの所有者の扱いでございます。特に減歩ができない小さい面積の方々については、多分清算金で処理するのではなからうかと思っておりますので、清算金についてどのように考えているかお聞きしたいと思います。

また、先ほど代替と換地ということでございますが、区画整理の中でどうしても移転を必要とされる方はほとんど定位置で後ろへバックとか、横へ動く程度で大きな移転はないということでございます。そのように了承してよからうと思っております。

それから、計画の概算ですが、今、土地の値上がり等によりまして、この予算額は当初の見込み百十四億円ということでございます。もちろんこの百十四億円の中には保留地の処分代金等も含まれるわけでございますが、それらの割合等について、できたらは何％ぐらいを処分地で事業費に賄えるのか、概略で結構ですから御説明願いたいと思います。

それから、昭島との関係でございますが、前回、区画整理の問題で市長の答弁の中にございましたとおり、B調査が終わりましてから昭島との折衝をするということでございます。昭島とも、もうその点御検討されたと思いますので、先ほどの答弁の中にもございましたとおり、またさらに昭島市との連携をよくとりまして、ぜひ話し合いをし、今後、拝島駅等も関係もございまして、お互い協力し合ってこの事業計画に邁進していただきたいと思います。

以上、区画整理については三点お願いしたいと思います。

それから、用途地域でございますが、やはり非常にこれは難しい問題でありますし、また、この六十二年度が見直しの時期ということで各市民がこれを相当大きな期待を持っておるわけでございます。先ほどの答弁の中でも、余り期待できるような答弁ではなかったんですが、やはり現況をよく把握してということでございますし、原案づくり等がこれから行われるわけでございますし、特に三割地区と申しまして一種住専の中にも三〇、四〇という枠がございます。必ずしも

三割地区が悪いというわけでもございません。

また三割地区の中にも、現状の住宅地を見ましても四割も五割も近いような住宅地もあるわけでございまして、特に三割地区につきましても四割にすることによりまして、防火設備等が完備され、防火面においては非常に三割をそのままにしておくよりは四割にした方がよいという地域もございましょうし、特に熊川駅の西側については二種住専ということでございますが、ホームを境に、線路伝いで反対側が三割だと、少しこれはこれから駅がますます大勢の利用客があり、また駅の周辺というのは開発の大きな問題でございますので、ぜひ、今後五、六年はまず見直しがないと思うわけでございまして、長い期間、これから見直されると規定にはまるわけでございますので、ぜひ先を見て用途地域の變更等に十分検討していただきたいと思います。

それから、ちょっとこれは用途地域とは離れているんですが、やっぱり建築には用途地域がつきものでございますので、セットバックについてちょっとお伺いしたいんですが、やはり建築許可をいただくときには道路幅等につきましては、やはりセットバックを余儀なくされて建築の認可をとっておると思います。したがって、建築されました後にセットバックされた家庭で何年かたつと、このセットバックが割合と行ってみるとないような、あるような、そこ、はっきりしないセットバックなんです、この点について行政の方で市としては、特に福生市内においてはセットバック等については、やはり考えなきゃならないんじゃないかならうかと思えます。

土地利用ということで、ぜひセットバックされてもまたそれを利用するということは大切だろうと思いますが、やはり道路が、これでは幾らたつても拡幅もできないし、またセットバックの認可等についても違反ではあるかと思っておりますので、セットバックについての市の考え方等についてお聞かせいただきたいと思います。

それから、用途地域による三割地区、商業地区いろいろあると思いますが、これから固定資産税等、土地の評価でございますが、やはり評価について査定等は多少緩和されているのかという点について、ちょっとわかりましたらお尋ねしたいと思います。これから、ますます税の問題に対しまして負担増となるわけでございますので、できるならば、こういう点についてもどのように考えているかお聞かせいただきたいと思います。

それから、観光事業でございますが、今お聞きしますと、担当課におきましては相当大きな日数と労力が桜祭りとか七夕に一生懸命やられているということがわかるわけでございますが、やはり行政でやることによって一つの枠からはみ出

した観光事業ができないんじゃないかなと思う。先ほども御質問等もございまして、たばこだとかはがき、またほたる祭りですか、こういうことについても、さらにまた大きな福生市の観光資源の開発等については大変負担増となるわけございまして、やはり観光協会というものの設立によりまして、ボランティア活動であろうと思いますが、一生懸命掘り起こし等ができるんじゃないかなと思います。

また、今現在、大多摩観光協会連盟というのがございまして、これに福生市も加盟しているわけですが、この加盟している中に観光協会がないのは、たしか福生市と、あと、どこか一つの町だろうと思います。やはり、このように見ても大多摩観光協会に加盟している中で、観光協会がないのは福生市だということで、観光資源が少ないといえれば少ないわけですが、ぜひ観光協会というものを十二分に御活用されればと思います。

また、六十年ですか、私が桜祭りについて一般質問した時点におきまして、市長の答弁も十分検討するという答弁でございまして、二年間いろいろ相談して検討されたので、先ほどの十分努力して進めたいということは協会設立を前提とした答弁だと思います。来年度楽しみにしております。

観光事業につきましては、やはり農政におきまして今やはり緑を残すということでもあるし、今、落花生掘りですか、これらについても一つの観光事業だと思います。大勢の子供たちが、花が咲いたのが下に実になるということで植物のいろいろ勉強等にもなっていると思います。こういうことも一つの掘り起こしではなかなうかと思ひます。

まず、観光の一つの例として桜祭りを挙げるわけですが、これもやっぱり一つの市民のある団体がある心で触れ合いとか、心のよりどころとして始められたのが現在の桜祭りかなと思うわけですが、ぜひ今後こういう各市民の掘り起こし等が観光団体に直結するならば、まことに幸せかなかなうかと思ひます。

次に、税務相談についてでございますが、やはり税の問題というのは、毎日、今日日本がことしは税に始まって税に終わったんじゃないかなというように一年でございます。やはり毎日テレビやラジオなんかを見ても税に関する報道はもうほとんどない日はないというほど大きな問題となっております。やはり正しい税法で納得いく税金を納めることによって市民が安心するわけでございます。ちょっととした理解、解釈の仕方でもって多額な税金が納められる危険性があるわけでございます。まず、これから税に対する問題があるかと思ひますので、ぜひ税務相談という窓口ができるならば、さらにPRをしていただきまして市民のサービスと、また税に対する相談等をお願いしたいと思います。

一例を挙げますと、生命保険と申すか養老保険等につきましては被保険者が保険税を納付しておいて、もちろん死ぬということは相続になるわけですが、生存中にもし満期になった場合には、受取人が妻であり子供であった場合には、これはもちろん贈与税という枠になるわけで、ちょっととした名前の書き方でもって贈与になったり一時所得になったりするわけでございます。一時所得と相続では大きな税金の違いがございます。こういう問題等、また贈与の問題、または住宅の問題、税金のなるべく節税できる方法を説明するのも、一つのこれは行政の役目でもあるかと思ひます。

しかし、税務課が——利口な方ばかりおられますが、専門的な業務になりますと難しい問題等もございまして、ぜひ福生市の専門家の方々と御相談いたしまして、税務相談に御協力を願えるように、先ほど答弁がございましたが、ぜひこの点についてはお働きをいただきまして、早速三月が申告の時期でございますが、今税金は一年じゅう行事がございまして、できるだけ検討いたしましたして税務相談を開設していただけますようお願いして、この税務については要望しておきます。

以上の点について再質問とさせていただきますので、よろしく願ひします。

○議長（村尾栄次君） 四時十五分まで休憩いたします。

午後四時 一分 休憩

午後四時十五分 開議

○議長（村尾栄次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって今日の会議時間を延長することに決定をいたしました。

○建設部長（森田 進君） 熊川の区画整理の関係と、それから用途地域の関係の御質問でございますが、区画整理に関係いたしましたは、減歩の中の保留地の処分金でございますけれども、これについては一応、とりました保留地について処分をいたしまして、処分金についてはすべて事業費の中に組み入れると、そういう一応予定でございます。

それから、過小宅地の扱いでございまして、それに伴う清算金についての御質問でございしますが、過小宅地については確かに市街化が進んでおる部分の区画整理を進める上での、一番大きな生死を決めるような問題になるわけでございますが、一応清算金につきましては、これからの問題といたしまして、また清算金を仮に権利放棄すると、そういうふうなことが一応手法としてあるわけでございますが、それらについては、これからの問題でございまして、問題が具体化しました時点で、そういったものについてはまた議会へも御相談申し上げたり、あるいは議案として提案するようなことになろうかと思いますが、そういう形で処理をさせていただきたいと。今時点では、どうするというようなことについては大変恐縮でございしますが、はっきり申し上げることができませんので御容赦いただきたいと思います。

それから、事業費の中に占める処分金の割合ということでございしますが、これは、今の計画の中で大体二五％程度が保留地処分金の占める事業費の割合、そのようにひとつ御理解をいただきたいと思います。

それから、用途地域の見直しに関係をいたしまして、建築活動に伴いますセットバックの問題でございしますが、この点につきましては以前にも一般質問で御指摘をいただいております。

現在、この方法については他市の動向を今調査をしている段階でございします。いずれにいたしましても、道路行政を進める上で避けて通ることができない問題であろうと、そんなふうに一応考えます。一応、市の方として一応の制度がまとまりましたら議会等へもよく御相談申し上げて、それで市の制度としてこれから運用していきたいと、そのように考えております。以上でございします。

○企画財政部長（内田和雄君） 固定資産税の評価額の件で、三割地区、四割地区を特に評価額において区分しているかどうかというふうな御質問でございしますが、特に区分はしておりません。

評価額を決定する場合に売買実例等を基準にしておりますので、やはり三割地区、四割地区では売買の場合の差はあろうかと思いますが、もし、そこに差があれば当然評価額にも差が出てくるということでございます。よろしく願います。

○十五番（齋藤 巽君） それでは、時間もあと少しでございしますので、要望させていただきまします。熊川区画整理事業につきましては、福生市にも加美の区画整理等もございまして、いろいろ教訓等もあるうかと思えます。やはり、あの当時と違ひまして、地価の高騰等によりまして大変難しい難問題ではなからうかと思えます。また、関

係の方々には身を挺するような場合もあるうかと思ひますし、また夜遅く時間外に関係者の御理解と御説得と御賛同を得なきやならない大きな事業でございします。百十何億というような大きな事業で、これを七年間に達成すると。非常に難しい事業だと思ひますので、ぜひ全力投球で目的達成のために御奮闘願ひたいと思ひますので、よろしく願ひいたします。

用途地域につきましては、ことし見直すということで、これら等については今都市計画審議会等で審議されておると思ひますので、市民の要望を踏まえまして、ぜひ立派な用途地域の変更改ができた市民に褒められるような見直しができたらと思ひますので、その点についてもよろしく願ひいたしたいと思ひます。

それから、観光事業についてでございますが、福生市は、やはり既存の観光地がないところから観光産業が非常に未発達であるわけでございします。やはり従来、福生は通過の観光地であつたわけでございします。やはり大勢の客を図り、産業を進めるためにも観光協会を設立して、事業計画をしていくことによるわけでございします。

一例を挙げるならば、ふるさとの散歩道とか七福神めぐり、手造り酒屋の見学、福生百景とか、いろいろ浮かばれるわけでございしますが、やはり、これからは将来の方向に模索する段階でありまして、我がまちとは何か、我が福生市は他市との違いは何か等を追求しながら、その新しい定住に指向した郷土都市の出發は、やっぱり、「らしさ」で始まると思ひます。やはりシンボルの探究の旅は「らしさ」発見の礎ではなからうかと思ひますので、ぜひ六十三年度の予算には調査研究されまして、予算等に御期待を申し上げますので、ぜひ願ひしたいと思ひます。

税務相談につきましては、ぜひ市民のサービスの点におきまして、ぜひこれ等についても開設の方向に向けて御検討願ひたいと思ひます。

大変御丁寧ないろいろと答弁をいただきまして、まことにありがとうございました。これをもちまして一般質問を終わります。（拍手）

○議長（村尾栄次君） 以上で一般質問を終わります。

○議長（村尾栄次君） 日程第二議案第七十八号福生市民体育館条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

○教育次長(古谷正夫君) 御指名をいただきましたので、議案第七十八号福生市民体育館条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本条例の提案理由につきましては、御案内のとおり新たに熊川地域に体育館を設置したことにより、その名称と現行の条例、条文の整備をする必要が生じたため改正しようとするものでございます。

新たに設置いたします体育館の名称でございますけれども、既設の体育館につきましては、既に市民にも親しまれておりますこと等を考慮いたしまして、従前どおり福生市民体育館の名称を、また、新たに設置しました体育館の名称につきましては、地元の方々その他体育関係者等にも御相談申し上げ、福生市熊川体育館としようとするものでございます。

では、改正条例の内容について御説明申し上げます。

まず、条例の題名を、新たに体育館を設置したことにより、現行の「福生市民体育館条例」を「福生市体育館条例」に改めようとするものでございます。

次に、第一条でございますが、他の体育施設条例等を考慮し、見出しを「目的」から「設置」に改め、あわせて条文の整備をしようとするものでございます。

第二条でございますが、今まで一館でありました市民体育館につきまして、その位置を条文中に表記していましたが、新たに体育館を設置したことにより、現行の見出しの「位置」を「名称及び位置」に改め、別表にそれぞれの体育館の名称及び位置を表示しようとするものでございます。別表につきましては後ほど御説明申し上げます。

次の、第十八条、第十九条とし、以下次のページの三行目までにわたります改正の内容は、新たに管理規定につきまして条文を設ける必要が生じたことから、現行の第三条から第十八条までをそれぞれ一条ずつ繰り下げいたしまして、末条を十九条とするとともに、この間の繰り下げをいたします条文中の整備をいたしております。

このうち、現行第四条第二項の体育施設以外の開閉時刻につきましては、他市の条例及び使用の現況等を勘案して削除することとし、現行第一条第一項中の使用料について定めている別表は、別表第二に改めようとするものでございます。

議案書一枚をおめくりください。次は、第三条でございますが、体育館の管理について定めることとし、管理は福生市教育委員会が行うという、管理の明確化をうたっております。

次のページをおめくりください。次に、別表につきましてはの改正をいたそうとするものでございますが、現行の別表は使用料について規定しておりますので、これに新たに設置する福生市熊川体育館の使用料を加え、同表を別表第二としようとするものでございます。

次のページにまいりまして、附則の次に新たに別表を加えるものでございまして、さきの第二条の改正につきまして触れましたように、既設の市民体育館に新設の体育館の名称及び位置を加えまして、これを別表第一といたしております。なお、附則といたしましては、本改正条例は、昭和六十二年十月一日から施行しようとするものでございます。

以上、大要雑駁な説明でございますが、慎重御審議賜りまして原案どおり御決定いただきますようお願い申し上げます。提案理由並びに内容の説明を終わらせていただきます。

○議長(村尾栄次君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第七十八号は、総務委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 御異議なしと認めます。よって議案第七十八号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(村尾栄次君) 日程第三議案第七十九号福生市児童育成手当条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(福祉部長 生子国利君登壇)

○福祉部長(生子国利君) 御指名をいただきましたので、議案第七十九号福生市児童育成手当条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容につきまして御説明申し上げます。

児童育成手当は東京都の制度として、片親の状態、または父あるいは母が重度の障害である場合、義務教育終了前の児

童、または二十歳未満の一定の障害を有する方に市の条例に基づきまして手当を支給しているものでございます。今回、児童福祉の向上の一環といたしまして、都条例が改正されましたことに伴いまして、本条例の額を引き上げようとするものでございます。

内容につきまして御説明申し上げます。

別表第二中、育成手当の月額を「八千五百円」を「九千円」に、障害手当月額を「一万五百円」を「一万一千円」に改正しようとするものでございます。

附則といたしまして、施行期日は、昭和六十二年十月一日から施行し、経過措置といたしまして、改正後の児童育成手当条例の規定は、昭和六十二年十月分の手当から適用いたしまして、同年九月以前の月分の手当は、なお従前の例によるものでございます。

以上、大変雑駁でございますが、慎重御審議いただきまして原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第七十九号は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって議案第七十九号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（村尾栄次君） 日程第四議案第八十号福生市老人福祉手当条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（福祉部長 生子国利君登壇）

○福祉部長（生子国利君） 御指名をいただきましたので、議案第八十号福生市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の提案理由と、その内容につきまして御説明申し上げます。

この制度は六十五歳以上の人で、六カ月以上寝たきり等の状態にある方に、東京都の全額負担により実施される制度でありまして、今回、老人福祉向上の一環といたしまして、都条例の改正されましたことに伴いまして本条例の額を引き上げようとするものでございます。

内容につきまして御説明申し上げます。

第三条中、七十歳以上の方に支給する手当、月額「三万五千円」を「三万七千円」に、六十五歳以上七十歳未満の方で所得基準以下の方に支給する手当、月額「三万円」を「三万一千五百円」に、また六十五歳以上七十歳未満で所得基準を超える方及び都の重度心身障害者福祉手当受給者に対しましては、月額「二万円」を「二万一千円」に改正しようとするものでございます。

附則といたしまして、施行期日は、昭和六十二年十月一日から施行し、経過措置といたしまして、改正後の老人福祉手当条例の規定は、昭和六十二年十月分の手当から適用し、同年九月以前の月分の手当は、なお従前の例によるものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議いただきまして原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。説明を終わります。

○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第八十号は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって議案第八十号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（村尾栄次君） 日程第五議案第八十一号福生市重度心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（福祉部長 生子国利君登壇）

○福祉部長（生子国利君） 御指名をいただきましたので、議案第八十一号福生市重度心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例につきまして提案理由と、その内容につきまして御説明申し上げます。

この制度は東京都の制度といたしまして、身体障害二級以上の方、脳性麻痺または進行性筋萎縮症の方あるいは精神薄弱中程度以上の方に対し、市の条例に基づき手当を支給しているもので、今回、重度心身障害者の福祉向上の一環といたしまして、都の条例が改正されましたので、これに伴いまして本条例の額を引き上げようとするものでございます。

内容につきまして御説明申し上げます。

第三条中、月額「一万五百円」を「一万一千円」に改正するものでございます。

附則といたしまして、施行期日は、昭和六十二年十月一日から施行し、経過措置といたしまして、改正後の重度心身障害者福祉手当条例の規定は、昭和六十二年十月分の手当から適用いたしまして、同年九月以前の月分の手当は、なお従前の例によるものでございます。

以上、大変雑駁でございますが、慎重に御審議いただきまして原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。以上、説明を終わります。

○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第八十一号は、厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって議案第八十一号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（村尾栄次君） 日程第六議案第八十二号昭和六十二年度福生市一般会計補正予算（第二号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（企画財政部長 内田和雄君登壇）

○企画財政部長（内田和雄君） 御指名をいただきましたので、議案第八十二号昭和六十二年度福生市一般会計補正予算（第二号）につきまして、提案理由と内容について御説明申し上げます。

今般の補正予算につきましては、同じく本会議に上程しておりますが、福生市下水道事業会計補正予算（第二号）に関連いたしまして、下水道事業で防衛補助事業として実施する下の川改修工事に付随して道路部分の一般会計持ち分の事業費に追加が見込まれることによる下水道会計への負担金の追加によるものでございます。財源については予備費を充用いたそうとするものでございます。

なお、本工事の完了が翌年度に繰り越されることから、この負担金の一部について繰越明許をあわせてお願いいたそうとするものでございます。

それでは、予算書に基づきまして内容について御説明申し上げます。

一ページをお開きいただきたいと思ひます。総則でございますが、第一条におきまして、歳入歳出の予算金額、第一表歳入歳出予算補正によるものと定めようとするものでございます。

第二条におきましては、後ほど御説明いたしますが、先ほど触れました下水道会計への負担金の一部を翌年度へ繰越明許いたそうとするものでございます。

三ページをお開きいただきたいと思ひます。歳出でございますが、土木費の道路橋りょう費におきまして二千三百九十万円を新たに追加し、総額を六億五千三百四十万一千円といたそうとするものでございます。これは先ほど御説明いたしました下、下水道事業会計におきまして、下の川改修工事を実施いたしますが、これと同時に施行する道路分の事業費の変更に伴う下水道会計への負担金の追加でございます。補正前のこの負担金は三千万円を予定しておりましたが、今

回の補正を合わせますと五千三百九十万円と相なる次第でございます。工事区間が、当初計画では二百八十三メートルを予定してありましたが、これを三百六十メートルに変更が生じたことから予算の追加をいたそうとするものでございます。次に、予備費の二千三百九十万円の減額につきましては歳出充用によるものでございます。

以上が今回の補正で、歳出予算総額は補正前と同額の百二十七億八千六百三十四万八千円と相なる次第でございます。次に五ページを開きいただきたいと思ひます。第二表繰越明許費でございますが、土木費の道路橋りょう費におきまして、下の川改修工事の完了時期が翌年度になる見込みから、下の川改修工事道路分負担金の総額五千三百九十万円のうち二千六十万円を翌年度に繰越明許いたそうとするものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議を賜りまして原案どおり御決定いただきますようお願い申し上げます。以上、説明を終わらせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十一番（松山 清君） 説明は聞いていたんですが、私は、この説明の中で、この中身の説明ということだけじゃなくて、同じ日に、いわゆる六十二年九月十四日に補正第二号と、なぜ補正第三号を同一日付に一緒に出なきゃならないのか、そのところをはっきりさせてもらいたいです。こんなことは余りないでしょ。だから、なぜ補正第二号と補正第三号が別々でなきゃならないんですか。そのところを説明しなくて、これだけ説明して、はいおしまいということでは、私は全く納得できません。議運の付託書を見れば、補正第三号は委員会付託だと。補正二号については何も書いていない。

○これを二つに分けた理由というのは一体何なんですか、これは。なぜ、この二号、三号に、同じ日の日付で分けなきゃならないんですか。これは、もう二号一本でいいはずでしょ、本来なら。常識的に考えれば二号と三号じゃなくて、これは二号一本の補正でいいわけですよ。なぜ、その二号と三号を分けたのか、そこをまずはっきりと説明してもらいたいですよね。そうしないと、これは、いわゆる二千三百九十万円の問題だけじゃないですから。二千三百九十万円の問題で、というよりも二つに分けた理由、まず、その説明をしてもらいたい。

○企画財政部長（内田和雄君） 御指摘の点でございますが、確かに、きょうの日付で一般会計補正予算第二号、三号を提案させて 同日二件お願いを申し上げたわけですが、ただいまの説明いたしました昭和六十二年度福生市一般会計補正

予算（第二号）につきましては、本日御決定をいただきましたというふうなことで、別の予算として本日御提案申し上げた次第でございます。よろしくお願いいたします。

○十一番（松山 清君） そこに問題があるわけなんですよね。なぜ、そうしますと本日決定をなきゃならないのかということが余りはっきりしないんですよね。はっきりしないというか、もっと言えば、そのことの説明がないわけで、本日決定をしなければならぬ説明。この二つに分けたのは、そうしますと、もうはっきり言っちゃったわけですから、二号については本日決定してもらいたいです。じゃあ、なぜ本日決定してもらいたいですという理由は何なんですか。その辺をもっとはっきりしてもらいたいと思うんです。

なぜ本日決定しなきゃならないという理由は、議員の私たちの立場からすればさっぱりわかりません、これは。その点、ひとつお願いしたいと思います。

○総務部長（浅見裕康君） 一応議案の取り扱いの関係でございますので、私の方からお答えをさせていただきます。

ただいま企画財政部長から御説明申しましたように、考え方といたしましては、本日即決をちょうだいしたいという趣旨で三号と別な形で補正予算を編成をさせていただきました。

理由といたしましては、これからこの工事が現場説明を行い、それから入札を行い、以後、議会の議決をいただくと、こういうスケジュールでございます。実質的には建築業法の規定に基づきまして、そして最低十日間建設から入札まで入用期間が必要だと、こういうことがございます。したがって会期を本議会の場合、たまたま議会運営委員会にお諮りいたしまして御決定いただいた日が九月二十八日ということになっております。それを逆算しますと、どうしても本日この予算を御議決をいただきまして発注いたしませんと日程的に間に合わない。

これはある意味では執行部の、何というんですか、勝手な考え方をお願いというような形になると思ひますけれど、これは実質的に議員さん方で構成していただいております。いわゆる議会運営委員会、この御決定に基づいて、なおかつ本会議において、その日程を御議決をいただいて決定されるべき筋合いのものでございまして、私どもの希望としては、そういう形で議会運営委員会にもお願いを申しているというような今経過がございまして、

では、どうして、じゃあもう少し延ばせないかというようなことが、また当然御疑問として出ようかと思ひますけれど、やはり工期の関係でございまして、雨季を避けてどうしてもこの工事を実施したい。これは危険負担をできるだけ少な

くするというような考え方から五月末ということを一応工期の最終日に、それを一応まず設定をして必要な期間、最低十月ごろから着工しませんが五月いっぱいまで終わらせませんものですか、そういう逆算的な考え方で、ただいまるる御説明申しましたような執行部のお願いというような形になりますけれど、これまた議会に当然この決定については議会運営委員会の御決定をさらにまた本会議で御決定いただく必要があると思いますけれど、一応そういう考え方のもとに別途に独立した形で補正を組ませてもらったというような実情でございます。

よろしくどうぞお願い申し上げます。

○議長（村尾栄次君） 松山議員に申し上げますが、会議規則で質疑は三回ということになっておりますので、よろしくお願ひします。

○十一番（松山 清君） いわゆる下の川の改修ということで、そういう改修そのものについて、私たちが現状のままの下の川でいいとは思いませんし、改修というのは当然着手しなければならぬというふうに考えているわけです。そういう点では過去にもずっと下の川の改修については要求してまいりました。

しかし、だからといってそうした予算が含まれているからといって、じゃあもう即決でいいのかということは決して私にはそうではないと思うんです。

もう一つお聞きしたいんですけれども、即決と、それから当然即決でなければ委員会付託をもってやって、その後、臨時会等を持つということになると思うんですけれども、そうしたことによって、いわゆる工期全体においてどれほどの期間の差が、いわゆる五月末ということを終りに考えた場合に、どれくらいの期間が短くなってしまふのか、そうしたことはそんなに短くなるものではないと私は思うんです。

ましてや、これだけの工事を、当然どの企業が請け負うかわかりませんが、これだけのものを入札するという会社であれば、十分に短くなった分を消化できるぐらいの能力が当然あるだろうと思うんです。そうでなければ当然入札することはできないと思います。そういう比較するものがないと思います。

ましてや危険負担ということで雨季の問題と言いますけれども、しかし、天候だけとはかく予測したって、これはわからないわけです。極端な話が、この十月に台風が連続して来て全然着工できないということだってあり得るでしょう。また来年の雨季ももっと早く来るかもしれません。しかし、その逆かもしれません。これは全く予測がつかない。だから

当然こうしたものを入札する企業とすれば、そうしたことも十分考えて着工するでしょう、やるでしょう。

だから、なぜ理事者がこのように急がなければならないのか、そのことについては私は全くわからないわけです。中身の問題が、仮にいいからということではしゃんしゃんというわけには決していけないと思うんです。その点では、どの程度あれですか、臨時議会等を持った場合と、この即決との間にやった場合に、期間に影響が出るんでしょうか。それはもう絶対に埋め合わせることでできないようなものなのか。私は決してそうではないと思うわけです。その点をひとつお聞きしたいと思います。

○総務部長（浅見裕康君） お答え申し上げます。

確かに、これは自然のなすがままで天気はどうなるかということは確かに御指摘のとおりだと思います。ただ、例年の一つの実績として、できるだけ雨季を避けたいという考えのほかはございません。

それで、後段の御質問の、どれくらいこれが延びるのかということにつきましては、議会の招集告示、それから議会運営委員会を開くという意味から一定の期間というのが、いろいろ建設入札、こういうものがございまして、どうしても十五日ぐらひは必要だろうというふうに考えております。

それで、工期の設定でございしますが、非常に五月いっぱいというのもあるという場所でございますので、非常にぎりぎりというように私どもは判断を持っております。したがって、これを実質的な一つの調整によって、あるいは業者の技能によって短縮するというようなこともなかなか至難の技だろうというような考え方をしております。これは当然非常に危険も伴うようなこともございますし、急がしさは事によっては事故の発生につながるというようなことも当然前提として考慮しなければいけないというような観点、いろんな点で一応先ほど申しましたような形でぜひともひとつ執行部の方のお願いを議会側も、特例ということになると思いますけれど、始めてのケースでございしますが、御了承をいただきましてお取り扱いをお願いしたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（村尾栄次君） 要望程度にお願いいたします。

○十一番（松山 清君） 質疑はこの程度にしておきますけれども、いずれにいたしましても十五日程度延びるくらいであれば、私は十分業者の努力によって消化できるというふうに考えております。そのことだけ申し述べておきます。

○十三番（遠藤洋一君） 幾つか質問したいんですが、まず、今説明を浅見部長までも聞くと、つまり終わりの時間が決ま

っているわけですよ。そこについての危険があるということですが、僕は、これは議案の中身とは直接関係がありませんけれども、日本に雨季があるということを初めて聞いたんです。百科辞典を引いても日本に雨季があるなんていうことは書いてないです、実は。確かに雨の多い時期はある。しかし、それは行政用語で、雨季などという表現は非常にまずいと思います、ないんだから。それは気象用語をかえないといけない。日本には雨季と乾季がありますということになっちゃう。雨の多い季節があることは認めます。

しかし、それは六月に梅雨期があるから、多いのがあるけれども、空梅雨その他もあるわけで、そこは非常に不確定な要素が強いと思いますね。それが必ずしも工期を、例えば繰越明許をしているわけですから、七月の三十日になろうが六月の三十日になろうが、実際に下の川の溢水に関する対策が立てることができれば、それが市民のためだとまず思うんですね。

その上で質問しますけれども、では、この時期になぜ、つまり補正を組まなければいけないぐらい、予算がここに出てこなければいけなくなったという理由の説明はないんですね。つまり、ここで、この本会議にどうしても即決をしたいためには前提があるはずです。つまり当初予算で組んだものですから、これは。当初予算で組んだということは、今、補正ですけれども、あらかじめ工事その他についての設定はあったはずですね。どこかで変更があったからここで急ぐことになってしまったと思いますけれども、その説明が必要だと思います。つまり、なぜこの時期にこのような形になったのか、つまりありていに言えば防衛庁のお金のおり方がこの時期になったということなのかどうかということの説明というのは、やはり議会では必要ではないかと思っています。

その前提がないのに、ケツだけ決めていくわけですから話に無理が出てくるのは当然なんです。だから、説明としても少し欲しいのは、どうしてこの時期に補正予算を出さなければいけなかったか。つまり例えば六月では出なかった、出なかったんでしょね、それには別の理由がある。あるいはこの時期の前の八月に臨時議会を開けなかったのは、きっと理由があるはずですね。それをまず説明してもらわなければ、ケツだけ決まって、ここで急ぐ、急ぐ。先ほどの浅見さんのお話ですと、執行部の勝手な言い分ですという、非常に勝手だと思えますけれども、その前提がやっぱりないとなかなか納得をしにくいと思うんですね。

そうなれば、つまり実は八月に着工できたんであれば十二月に終わるかもしれないのが、十月着工なので後ろが急ぐか

らここでどうしても前に出してくれという話でしょ、要するに。そこについてはちょっと質問をしておきたいと思っています。

それから、当初予算等々で下の川のふたかけにつきまして、今まで溢水、つまりあふれることがありまして周辺住民からもそこについての要望は非常に強くあったわけで、下の川の問題を解決するというのは非常に重要なことだと思いますけれども、これは、ここで道路分の変更という形になってきますので、そういう形が出てきましたから、実際に、これで今年度から着手した工事が一体何年度ぐらいまでかかって終わるのかということ、全体の想定としては、どれぐらいの工事になるかということを、幾らぐらいの工事になるかということもあわせて議会の中で伺っておきたいと思うんです。

恐らく、これから福生の何十年のことから考えましても、一定の大きな道路をつくる工事というのは、例えば区画整理の中でつくる以外で余りないと思うんですね。それから言えば要するに大工事ですよ。大工事の取りかかりの工事ですから、大変僕は市民にとっても重要だと思っています。その意味から言うと、どのような総体的な工事を考えられているのか。

しかし、なおかつ、それは本当に必要な道路として考えているものなのかどうかということをあわせて伺いたいです。あそこは御承知のとおり、北田園の真ん中を通る通りがありますから、そこに通るようなトラックがその今の下の川のふたかけをした道をどんどん走るようでは、周辺住民には大変に迷惑のことになると思いますし、そういうことの対応も考えた上でこの補正予算を出していらっしゃると思いますけれども、そこについての先のことまで含めてのことをぜひこの議会の中で説明をしておきたいというふうに思っています。

僕は、基本的には意見を述べるのはおかしいですけれども、当初予算のようにふたかけをしたならば遊歩道程度のことです。市民のためには非常になるというような見解を持っていますけれども、あえて変更していく中での見解、しかも、なおかつ急ぐためのものだと思いますので、そこをまず伺っておきたいと思っています。

○建設部長（森田 進君） 私の方から答弁をさせていただきます。

まず、予算の提案をする時期がおくれた理由でございますが、大変私どもの努力が足りなくて申しわけないわけでございますけれども、御案内のように下の川の改修事業につきましては六十一年度に設計を終わっております。それから補助事業でございますので防衛施設庁の方と協議を詰めたわけでございますが、一つ問題といたしましては、本来、事業が例えば下水道の改修事業と、そういう形になりますと私どもの方も下水道課、それから防衛施設庁の方も窓口が一つと、そ

いう形でございますが、たまたま道路の整備事業、六十二年度については単独市の事業というような形になるわけでございますが、二、三年後に補助事業として整備をすると、そういう関係がございまして、当然、市の方も土木課が介入をしてくると、また防衛施設庁の方も道路を担当する窓口が一つできると、そういうふうな形で調整に手間取ったということが一つでございます。

それから、もう一つはやはり設計が上がりまして、それから後、工法あるいは設計単価等について協議を重ねたわけでございますが、その中で工法の一部に変更がございました。下の川の陸橋通りへの取りつけ工法、それについての変更あるいは埋め土の材料を変更すること、それから道路と下水とのボックスカルバートを整備するにおいての一応負担割合、そういったものが変わってきたと、そういう関係で、そういったものの調整のために、特に陸橋通りにつきましては防衛施設庁のほかに、道路管理者でございまして東京都あるいは交通行政を担当しております地元警察署、そういうところの協議がございまして、それらに時間がかかりまして、最終的に工事期間の延長等を含めまして決まりましたのが八月の七夕を過ぎてございまして、私が防衛施設庁の方の確認を含めまして伺いましたのが八月の十九日でございます。

大変、私どもの方の努力が足りなかったことについては申しわけない次第でございしますが、そういう経過がございまして、この事業に対する補正予算を提出する時期がくれたわけでございます。

それから、この事業年度の関係でございしますが、事業年度につきましては一応五年ないし六年度程度の事業になろうかと思えます。特に、この事業を進める中で五日市線の盛り土の部分、それから五日市街道はかなり工事、あるいは工事量も非常に多い事業でございまして、またJRとの調整等もございしますので、それらを含めまして大体五年ないし六年度で完了すると、そのように一応予定をしております。

それから、この道路が必要な理由でございしますが、確かに御指摘にありますように、あるいは道路とそれから水路にふたをかけた形での歩道と、そういうことも考えられるわけでございますが、御案内のように、現地につきましては、やはり五日市線の盛り土等は特にそういうことでございしますが、両方の地域での意思の疎通と申しますか、そういうものが一カ所の道路を利用することによって行われていると、そういう状況がございまして、私の方としては、できるだけそういった生活環境を整えたいと、そういうことが一つございします。それからあとは、今度の道路整備につきましては、道路公道令に沿いました整備を行うわけでございますが、その中で、一応幅員等については歩道を含めて八メートル

ルという形で、道路公道令上許されます最小の道路と、そういうふうな形でございまして、現在の区画街路の六メートルと合わせますと車両幅員については大体、区画街路に見合う幅員であると、そんなふうに一応判断をしております。

それから、御案内のように、この道路につきましては沿線に小学校、中学校がございします。たまたまあそこが避難場所としての位置づけもされております。そういうふうなことから緊急避難路としての効果、そういうものも一応期待しながら計画したわけでございます。通過道路というふうな形になりますと、あるいは陸橋通りへの貫通と、そういうこともあるわけでございますが、できるだけ生活道路としての位置づけ、そういったものを保ちながら整備をしていきたいと、そんなふうなことから、この道路については一応計画したわけでございます。以上でございします。（「総額幾らぐらいですかと聞いたんですが……」と呼ぶ者あり）

事業費の総額につきましては、公共下水道につきましては数字がはじかれておりまして、大体十三億五千万円程度、それからあと、道路の関連でございしますが、道路につきましては、たまたまJRの五日市線の盛り土の部分等についてはまだ数字が固まっておりますが、大体九億円程度かかるだろうと、そのように一応判断をしております。以上でございします。

○十三番（遠藤洋一君） 今の説明で、つまりどうしてこの時期にかなければならぬかがわかりましたけれど、そうすればそうするほど、あれですね、後ろをむしろ五月三十一日以内ということを決めてやる工事は非常にむしろ危険だという気がどんどんしてきます。十月からで、例えば繰越明許をやる、五月の三十一日までには仕上げるためには十月頭発注と、それで例えばよしんば途中、さっき松山議員もおっしゃいましたけれども、十月に集中豪雨ではとてもというところがあります。

それから言えば、きちんとした形で、それから僕はもう一つ、やっぱり驚くのは非常に事業費総額の大きな工事だと思ふんですね。今回ののは非常に、最小の道路をするから下水の長さから言えば随分ささやかなスタートだとは思いますが、でも、これからのことを考えていくとすると、やはり慎重な審議をして、やっぱり市民の皆さんの声を聞くことが大事だと思ふんです。

例えば、きょうもらった形 議案で説明を受けたわけで、それぞれの地元の人たちのお話とか、あるいは議員がそれぞれ市民の皆さんと話すことだと思ひますけれども、全くやはり今の非常に日程が迫った形での出方では市民